

定額 給付金

～子育て応援特別手当～

支給方法は
口座振替

申請後約3週間

定額給付金と子育て応援特別手当の申請を!

申請書は、郵送で! [10月19日(月)(必着)]
※10月17日が土曜日のため

◎定額給付金 申請書は全世帯へ

1人につき1万2000円

2月1日現在で
65歳以上か18歳以下の人には
2万円を支給

市では4月中旬に、定額給付金の申請書類を各世帯へ発送しました。定額給付金は景気後退に伴う生活支援として支給されます。

届いた申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒で返送してください。原則、郵送での受け付けです。

問い合わせ 定額給付金支給対策室 (☎92-8379)

◎子育て応援特別手当の申請書が届いた世帯

第1子が、18歳以下(平成2年4月2日以降の生まれ)の児童で
第2子以降で、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた児童

第2子以降の子ども
1人あたり
3万6000円を支給

定額給付金同様に4月中旬に申請書類を該当する世帯主へ発送しました。申請書に必要な事項を記入し添付書類とともに、返信用封筒で返送してください。

原則、郵送での受け付けです。

対象者に該当するが、申請用紙が送られてこない場合は、こども課まで問い合わせてください。

問い合わせ こども課子育て支援係 (☎92-8268)

市役所の コンシェルジュ

お客様サービス係を新設



お客様サービス係

困っている人への積極的な声掛けや、玄関案内、代表電話の取り次ぎなど総合的な案内を行う

4月1日、市民課に「お客さまサービス係」を新設。職員2人と臨時職員2人の計4人体制で、相談や玄関案内に対応しています。

コンシェルジュとは、ホテルで案内や宿泊客からの相談の職務を担う人の職名。市役所を訪れた皆さんをこのコンシェルジュの精神でお迎えし、笑顔で帰っていただけるよう、この係では、質の高い情報提供や案内に努めます。

「困ったことがあって市役所に来た

けど、どこへ行けばいいかわからない」「どこで手続きすればいいかわからない」。そんなときは気軽に立ち寄ってください。「市役所全体の先導役」として案内します。

また、市役所全体としても、おもてなしの気持ちで市民の皆さんをお迎えするため、職員の机を、カウンターや入口に向けて並べ替え、業務を行っています。

問い合わせ 市民課お客様サービス係 (☎92-8388)



お客様サービス係の職員は、この名札をつけて業務をしています。

職員の机 カウンター、入口に向く

